

胸を張って選挙へ

成年後見失った権利取り戻した

「これまで通り、選挙に行きたい」。後見人が付けられたために、選挙権を失ったダウン症の女性の願いが、司法に届いた。公職選挙法の規定を違憲と断じた14日の東京地裁判決。裁判長は女性に「どうぞ、社会に参加してください」と語りかけた。各地で訴えを起す同じ境遇の人たちにも、喜びが広がった。▼1面参照



花束を手に勝訴を喜ぶ名児耶匠さん(左)と母親の佳子さん。14日午後、東京都千代田区、加藤諒撮影

「選挙で投票できる地位にあることを確認する」。定塚誠裁判長が主文を言い渡すと、傍聴席の支持者から拍手がわき起こった。原告席の名児耶匠さん(50)は背筋をまっすぐに伸ばし、緊張した表情のまま、読み上げが終わると、裁判長はこう語りかけた。「名児耶さん、どうぞ選挙権を行使して、社会に参加してください。どうぞ胸を張って、いい人生を生きてください」。匠さんの顔に初めて笑みが浮かび、再び拍手が響いた。

閉廷後の記者会見で匠さんは「うれしいですね」「選挙をできることになりました」。次の選挙で両親と投票に行きたいと思うかを尋ねられ、「思います」とはつきり答えた。匠さんは養護学校を卒業し、雑貨のラベル貼りなどの仕事を続けてきた。ニュースを見たり選挙公報を読んだりして、必ず投票してきた。しかし計算が苦手なことを心配した両親が、2007年に後見人を付けたため、選挙権を失った。父親の清吉さん(81)は「能力が下がったわけでもないのに、おかしいと言ってきた。胸のつかえが取れました」。母親の佳子さん(80)も「娘と一緒に選挙に行けるようになれば、うれしい」と話した。代理人の杉浦ひとみ弁護士は「法廷自体が障害者を差別しないことを意識していた」と高く評価した。同様の訴訟は他の地裁でも続

早く返して

各地で訴訟を続ける人からも、喜びの声が相次いだ。京都地裁に訴えている知的障害者の男性(59)は弁護士を通じて、「うれしい。夏には参院選がある。京都地裁も早く判決を出して選挙権を返して下さい」など

13~14日	最高	最低	晴	曇	雨	雪	曇	晴	曇	雨	雪	曇
ル	9	1	快									
京	9	0										
港	27	20										
ク	36	27										
マ	25	21										
リ	13	4										
ン	3	0										
ド	6	-2										
ク	-6	-12										
コ	10	3										
ニ	23	7										
ュ	38	27										
ウ												
ソ												
北												
香												
バ												
シ												
ロ												
パ												
ロ												
モ												
ニ												
ュ												
ウ												
ン												
グ												
ラ												
オ												
シ												
カ												
リ												

とコメントした。「もし選挙に行けたら、障害者のためになることをしてくれる人を選びたい。特に、頑張ってくれそうな若い人に投票したい」と思っているという。

デジタル版に判決要旨